

5月1日  
施行

鹿児島県暴力団排除条例が、  
鹿児島県民の強い心をバックアップ！

このまちに、暴力団はいらない。

暴力団を

恐れない

暴力団に

資金を  
提供しない

暴力団を

利用しない

暴力団と

交際しない



# NO! 暴力団

暴力団を排除して、安心・安全な明るいまちづくりを

鹿児島県警察本部

5月1日  
施行

# 鹿児島県暴力団排除条例の概要(抜粋)

鹿児島県では、平成22年4月に施行した「鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例」を全面改正し、「鹿児島県暴力団排除条例」を制定しました。

基本理念(第3条)

暴力団を恐れない  
暴力団に資金を提供しない  
暴力団を利用しない  
暴力団と交際しない

# NO!



県民等の責務  
(第5条)

- 県民は、暴力排除活動に自主的に、かつ相互の連携協力の下に取り組み、県が実施する施策に協力
- 事業者は、暴力団を利用することとならないようにし、県が実施する施策に協力
- 県民等は、県に対し暴力排除活動に資する情報を提供
- 暴力団排除活動に取り組んだ者等に対する警察官による警戒等の措置

警察による保護措置  
(第7条)



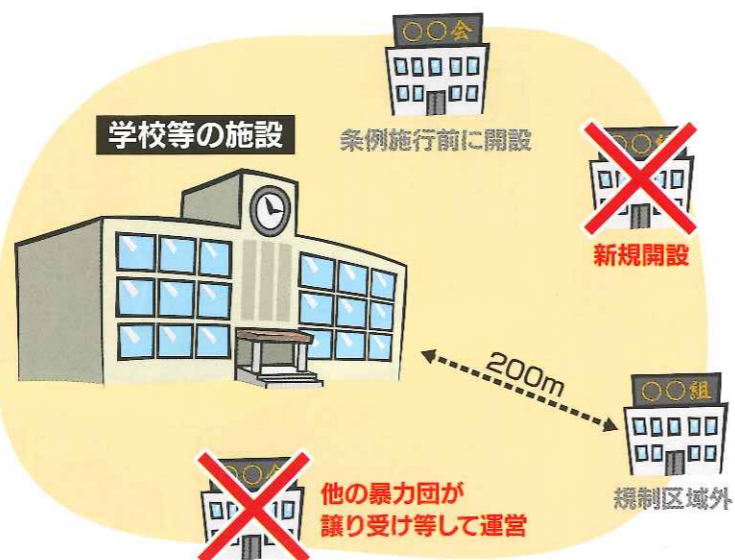
## 暴力団事務所の開設及び運営の禁止

第12条

学校等の施設の周囲200メートル区域内での暴力団事務所の開設・運営の禁止

### 学校等の施設とは

- 小学校、中学校、高等学校、専修学校 [学校教育法]
- 児童福祉施設、児童相談所 [児童福祉法]
- 公民館 [社会教育法]
- 図書館 [図書館法]
- 博物館 [博物館法]
- 都市公園 [都市公園法]
- その他公安委員会規則で定めるもの



### 罰則 (第24条)

違反者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

## 契約時における措置等

第15条

- 1 事業者は、契約の内容が暴力団の活動を助長するおそれがあるときは、契約の相手方等が暴力団関係者でないか確認するよう努めなければならない
- 2 事業者は、書面で契約する場合、契約書に暴力団排除条項を定めるよう努めなければならない
- 3 事業者は、暴力団排除条項に違反している事実が判明したときは、速やかに契約を解除しなければならない



## 暴力団員等が利益の供与を受けること等の禁止

第16条

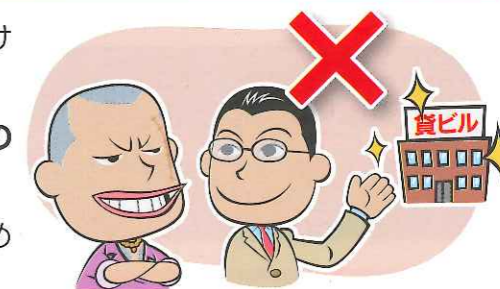
暴力団等は、事業者からの利益の供与が13条に違反していることを知りながら、事業者からの利益を受け取ってはならない



## 不動産の譲渡等をしようとする者等の責務

第17条

- 1 不動産の譲渡等をするときの相手方を確認するよう努めなければならない
- 2 暴力団事務所の用に供されることを知りながら、不動産の譲渡等の契約をしてはならない
- 3 不動産譲渡契約書等への契約解除又は買い戻し条項を定めるように努めなければならない
- 4 契約解除又は買い戻し条項に違反していることが判明したときは、速やかに契約解除又は買い戻すように努めなければならない



## 利益の供与等の禁止

第13条

- 1 事業者が暴力団の威力を利用する目的等で暴力団員等に利益の供与をすることを禁止
- 2 事業者が暴力団の活動を助長することや、暴力団の円滑な運営に役立つことを知って、暴力団員等に利益の供与をすることを禁止
- 3 事業者が事業に関して暴力団員等を不当に優先的に取り扱うことを禁止



### 第14条

事業者は、その行う事業に関し利益の供与がなくても、暴力団の威力を利用することを禁止

# 不動産の譲渡等の代理等をする者の責務

第18条

- 1 不動産の譲渡等の代理又は仲介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、遵守事項に関し助言等の必要な措置を講じなければならない
- 2 暴力団事務所の用に供されることを知りながら、不動産譲渡等の代理又は媒介の禁止

行政措置  
あり!



# 特定事業者の責務

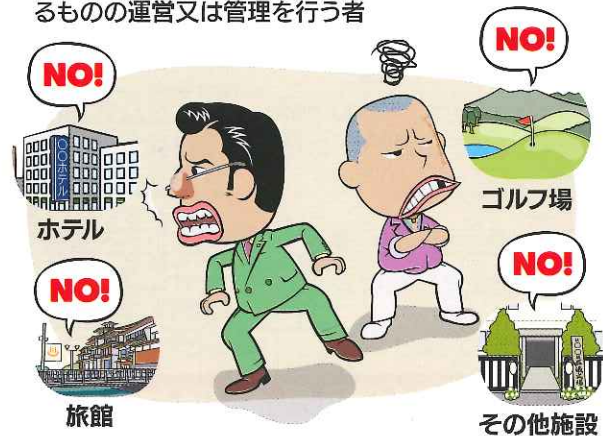
第19条

- 1 特定事業者が暴力団の活動を助長することや、暴力団の円滑な運営に役立つことを知って施設の利用契約をすることを禁止
- 2 特定事業者は、約款等に暴力団排除条項を定めるよう努める
- 3 特定事業者は、約款等に定めた暴力団排除条項に違反していることが判明したときは、速やかに契約を解除するよう努めなければならない
- 4 特定事業者は、暴力団の活動に利用させない旨の看板等を掲示するよう努める

行政措置  
あり!

## 特定事業者とは

○事業者のうち、ホテル、旅館、ゴルフ場その他不特定又は多数の者が利用する施設のうち公安委員会規則で定めるものの運営又は管理を行う者



# 義務違反者に対する行政措置等

第20条・第21条・第22条



## 行政措置の対象となる行為

- 第13条(利益の供与等の禁止)第1項若しくは第2項
- 第16条(暴力団員等が利益の供与を受けること等の禁止)第1項
- 第17条(不動産の譲渡等をしようとする者等の責務)第2項
- 第18条(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務)第2項
- 第19条(特定事業者の責務)第1項

鹿児島県暴力団排除条例の全文は、鹿児島県及び鹿児島県警察本部のホームページに掲載しています。

鹿児島県暴力団排除条例

検索

お問い合わせ  
ご相談は

鹿児島県警察本部 組織犯罪対策課 TEL: 099-206-0110

〒890-8566 鹿児島市鴨池新町10番1号 www.pref.kagoshima.jp/police